

公 募 公 告

令和8年度 持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年4月15日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務

(2) 公告業務の内容

令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務

なお、詳細については、「令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務に係る企画提案書の募集要領」を参照すること。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者（令和8年4月28日（火）時点で、登載されている者を含む。）であること。

ウ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

カ 県税に滞納がないこと。

(2) 参加申込書の提出期限

令和8年4月28日（火）午後4時（必着）で、メール、持参または郵便等で提出すること。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

(3) 参加申込書の提出書類

ア 企画提案参加申込書

イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）

エ 法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し

- オ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- カ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- キ 応募資格誓約書

3 公告業務に関する募集要領の交付場所および交付期間

(1) 交付場所および交付方法

福井県総務部市町協働課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1）での手交、福井県市町協働課のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sityousinkou/r8community.html>）。

(2) 交付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年4月28日（火）（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 交付資料

- ア 令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務に係る企画提案書の募集要領
- イ 令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援委託業務仕様書
- ウ 委託契約書（案）

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

募集要領に記載のとおり。

(2) 提出方法

募集要領に記載のとおり。

(3) 提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月8日（金）の午前9時から午後4時までに必ず到着させること。

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

審査は、令和8年度持続可能な地域コミュニティ組織形成支援業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）の場での応募者によるプレゼンテーション（15分以内）および委員会委員による質疑（10分程度）等により行う。

日時：令和8年5月12日（火）13時から開始予定

場所：福井県庁6階大会議室

(2) 審査方法

委員会において、あらかじめ定められた審査基準に基づき、評価項目ごとに公正な審査を行う。

(3) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、委員会審査終了後応募者全員に通知する。

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

6 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託先候補者が福井県の利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、見積書提出と同時に、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

※電子契約サービスに関しては以下の URL を参照すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

また、次の場合には、県は契約を締結しない場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不相当となるような事情が生じた場合

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 企画提案書の提出については、報酬を支払わない。
- (4) 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

8 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県総務部市町協働課

電話 0776-20-0262

FAX 0776-20-0631

電子メール shimachi-kyodo@pref.fukui.lg.jp

(土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで)